

官金出納の整理過程

——明治初期に於ける官金出納の金融的意義(その二)——

池田 浩 太 郎

第四節 官金出納の整理過程

一、明治八、九年頃における官金出納状況

既述のごとき諸事件によって官金取扱担当者グループは殆ど近代的金融機構をもつもののみに限られてきた。すなわち第一のグループは国立銀行である。近代的国立銀行の随一としての第一国立銀行が大蔵省、各庁、府県の為替方として君臨し、地方の国立銀行は旧来の府県為替方たる地主、豪商などに漸次とってかわってその地位についた。第二は民間銀行グループである。これには旧時代よりの為替御用達が近代的金融機関に衣がえしたものと、最初からかなり近代的な組織と感覚をもったものとのにわけることができる。前者のなかで最大のものは三井銀行であり、後者の典型は安田銀行である。

官金出納の整理過程

官金出納の整理過程

まず明治八、九年頃におけるこれらグループの官金出納状況を概観しておこう。

第一国立銀行は大蔵省為替方であるとともに、六年には陸軍省、海軍省、司法省、駅通察など各庁の為替方をつとめ、小野、鳥田の閉店後は二十三県（七年末）から二十八府県の為替方をつとめるようになった。八年十二月末の官金予金残高は二百六十万円で民間予金残高の二倍半をしめていた。官金予金の大部分は大蔵省予金であった（第一銀行史上、二三五ページより二三七ページまで参照）

国立銀行全体としての官金予金高は九年以上期末残高百二十万円となっている（明治財政史十三巻、四四五ページ）。三井銀行開業当時（明治九年六月）に三井組で官金出納を担当していたのは七省（外務省、内務省、陸軍省、海軍省、文部省、宮内省、工部省）一使（開拓使）、三府十四県、四税関、一事務局（神道事務局）であった。明治八年末の官金予金高は四四七万円にのぼった（大隈文書A、一二四九）。

安田銀行（当時安田商店）は七年十月より司法省、八年八月東京裁判所、九年十二月栃木県の為替御用となった。九年一月末現在の官金予金残高は十七万円であった（安田銀行六十年史、二七ページ）。

期末残高の大小はそのまま、当期の官金取扱総額の大小をしめすものではない（以下の計数に於いてもつねにこの事実は注意していなければならぬ）。しかし民間予金残高との比較はこれら諸銀行における官金取扱の重要性と規模のおおよそをしめすであろう。上述の官金予金残高を総予金高との対比においてしめすと上表のようになる。

官金予金 総予金	八官 年金	度 予金	末 高	
72	%	260	万円	国立第一 銀行
30		102	*	国立銀行 全体
不	明	447		三井銀行
56		17	**	安田銀行

* 9年上期

** 9年10月末

二、官金出納整理過程の問題

官金の民間委託制度は明治八、九年頃（小野、島田の破産の頃）以降は一応整理縮少の過程に入ったものともみらるべきである。

そもそも官金出納の事實はこれら近代金融機関の誕生を促進させたにとどまらず、官金出納による利益をもつてその経営基盤を確固たるものにする一基礎を提供するものであった。この意味では官金の民間委託はいわば明治初期の民間金融機関を名実ともに近代の機関として生成させる使命をもつものといつてよい。しかも官金取扱は単に民間金融機関の近代化だけでなく日銀創設をはじめとする全金融機構の近代化をも促進すべき任務をもつたのである。すなわち財政収支を民間に委託することは中央集権的近代国家のなすべき本筋ではない。これはやがて大蔵省による統一管理と中央銀行による出納の統一的処理にかえられねばならぬ運命のものであった。官金出納機構はこの方向に向つて近代化され改革されねばならなかった（この具体的改革については前掲拙稿「明治初期に於ける官金取扱の財政的意義」三六ページ以降を参照）。

したがつて小野、島田の倒産以降における官金出納の問題は一方においては財政、金融機構全体の近代化をめざしてすすむとともに、他、民間金融、経済機構が名実共に近代の機関としてひとりあるきでできるようになるまでの間を保障するものとして把握しなければならぬ。この時期の官金出納の消長はこの両目的の妥協の産物であり、両目的の二つながらの達成の成否はかかつてこの妥協の巧拙にあったといつてよいのではなからうか。官

官金出納の整理過程

金の民間委託の整理過程はこの側面から検討することによつてはじめてその金融的意義を把握しうるのではなからうか。

三、官金出納の整理過程

明治八、九年以降明治二十年代のはじめまでの官金取扱の消長を前記グループ別にごく簡単に検討してみよう。官金予金の期末残高をしらべ、それに若干の註釈を加えるだけにとどめたい。

まづ第一国立銀行の官金予金の状況について考察しよう。周知のように第一国立銀行はわが国で最も早く出来た近代的組織をもった銀行である。すでに創立後まもなく洋式簿記法を採用するなど非常にすんだ組織をもつて経営された。といつても自ら近代的簿記方式を進んで採用したわけでは勿論なく、政府の指導と要求に基いてなされたわけである。しかし本行は政府の金融近代化のための指導と頭取渋沢栄一の活動によつて日本銀行設立以前は国立銀行全体のみならず全銀行をも指導する銀行中の銀行であつた。

さて第一国立銀行の予金構成は次表のとおりであつた。

明治六年下期末の官金予金残高六二七万余円、同七年上期末七六八万円、同七年下期末二八五万余円とを併せ考慮すれば小野、島田の破産を契機として急激に官金予金が減少したことが想像される。またこの時期以降第一国立銀行の府県為替方への進出がみられたが、一方では大蔵省官金の引上げもおこなわれたので、それ以後明治十年代は全体としては官金予金残高は横ばいの状況であつた。さらに一旦かなり多くの府県を担当したいわゆる

第一国立銀行政府借、人民借の金額

年 期 末	政府より借	人民より借	年 期 末	政府より借	人民より借
明治八年下期	三、五〇、八六六	一、四〇、九八八	明治六年下期	一、六四、七四〇	五、五五、八四〇
〃 九 〃	三、六六、八六一	二、五八、七五五	〃 七 〃	一、九一、九四〇	四、四六、八七〇
〃 十 〃	三、三三、六九九	三、五二、四六六	〃 六 〃	一、五九、七三三	五、三三、〇七五
〃 十一 〃	一、三〇、四六六	四、四九、〇三三	〃 五 〃	一、七五、八〇〇	六、二七、八四一
〃 十二 〃	一、四三、七〇二	四、四四、三三八	〃 四 〃	一、四八、六六六	六、三〇、六六一
〃 十三 〃	一、四三、七〇二	二、八九、一六〇	〃 三 〃	一、二五、八三三	六、三三、三三八
〃 十四 〃	一、五六、三三二	三、三〇、四六六	〃 二 〃	一、〇四、八七三	六、五〇、三三七
〃 十五 〃	二、四三、五七〇	三、二九、二四三			
〃 十六 〃	一、四三、五七〇	三、二九、二四三			

(註) 発行紙幣受取高(八年下期末、七十七万九千余円、二十二年下期末、百一万一千余円)は人民より借に入る。

第一銀行史上、附録表、第一国立銀行決算諸表より収録。

府県為替方の仕事も地方に国立銀行が設立されるにともなうてそれに漸次委譲しその銀行の経営をたすけた。民間予金残高は紙幣発行分をのぞくと明治十五年頃までは大した増加はみられなかった。しかしこの時期以降は漸増の傾向をしめしている。そして明治十五年に官金予金残高が民間予金残高に追いこされることとなった。

ともかく明治十年代の前半には全予金の半分以上、年期末残高にして二百万円位の官金予金が民間予金に加えられていたわけである。当時の官金出納業務が第一国立銀行にとつていかに重要なものであったかが想像されよ

う。

まづ大蔵省官金の引上げに際し渋沢栄一が得能紙幣頭に官金引上げ猶予の懇願書（明治九年二月）を提出せざるをえなかった事情はこの点からも推察されよう。彼の懇願書は貨幣の豊かな供給こそ国の産業開発の基礎たるべきであるとし、官金も国庫に蔵せずして民間に投入し流通運用する方が経済発展のためによいという考えから出発した。そして官金引上げを急に、しかも厳格になすと単に為替方が大打撃を受けるのみでなく、わが国の経済にも相当の混乱を生ぜしめるとなした。彼は相当つよい語調をもって次のように主張した。「縦令三井の如き此の檢束によりて小野島田と其轍を同うするに至るも、敢て顧みざる所となさば栄一は夙く其目的を銀行鎖業に転じ、速に其処置をなすべきのみ」（大隈文書A、一一四六）。

この結果第一国立銀行は大蔵省官金の完納を若干延期することができ、しかも他に若干の特典をえた。

また相当量の官金予金が一般予金に付加されて豊富な貸出資金が存在したことも注目すべきである。しかし旧式の間屋資本家的商人などは積極的にこの資金を利用しようとはしなかった。とくに当座取引を旧式の商人がきらったようである。第一銀行業務改正並役員選挙案（明治八年八月一日、金融史資料四、六二五ページ所収の大隈文書）にもつぎのようである。「当銀行得意先より当座貸借は創立後の日も浅きにつき末だ稠衆の信憑も少く且其取扱の鄭重厳格なるより従来の旧套によりて営業する商估は却て之を厭ふの情あるやに思考す……」。そこで銀行としては新しい近代企業を興し、これを資金的に援助して銀行の取引相手を作り出すいわゆる近代企業育成政策を遂行せざるをえない事態が出現したのである。王子製紙会社、東京鉄道会社、東京ガス局、品川白レンガ製造所、東京海上火災保険会社などの近代的会社企業は第一国立銀行およびその頭取たる渋沢の直接間接の援助で

生成していったのである。そのほかにも豊富な資金を利用して政府のいわゆる殖産興業政策にも積極的に協力し、最大の輸出産業たる生糸のための金融や米穀金融にも力を入れた。

また本行の府県為替方への進出にともない多くの地方に出張所や支店を設立した。しかしこれらは比較的早い時期に一般業務も行うよう切りかえられた（たとえば仙台、石巻両出張所は十二年上半年には支店となり一般業務も行うことになった）。而して本店における一般業務の増加と相俟って明治十年代の後半頃から第一国立銀行は官金業務中心の銀行から民間商業銀行へと変化をとげてゆくのである。

以上のごとく前表と若干の注釈によって官金予金（の消長過程）が第一国立銀行の独立化、安定化、発展への方角に沿って多くの役割を果していることがあきらかになったとおもう。また官金出納の第一国立銀行委託が直接間接に近代産業の育成に役立ったことも明瞭になった。

つぎに国立銀行全体の官金予金の推移を考察してみよう。既述のように多くの国立銀行は第一国立銀行およびその頭取である渋沢栄一の指導によって創設され、運営がなされた場合が多かった。したがって第一国立銀行についてのべたことと大体同様のことが国立銀行全体についていえるかもしれない。国立銀行全体の予金構成は次表のようであった。

明治十年以前においては期末全予金残額に占める官金予金残高の比率は大体 $\frac{1}{2}$ ないしその前後であったが、それ以後漸次この比率は低落している。十年ないし十二年をのぞけば官公予金残高は大体徐々に増加してはいるが、全予金残高の増加の方がより急激であったことがわかる。官公予金の半期予金総額の方は明治十九年上半年期の一億三七五万円をピークにして漸減し二十二年上半期の三、七二二万円にいたっている。初期の国立銀行にお

官金出納の整理過程

国立銀行諸預り金表

年 期 末	官 公 予 金	予 金 合 計	年 期 末	官 公 予 金	予 金 合 計
明治七年上半期末	四、三五八〇六	六、八八八六八	明治五年上半期末	四、六五〇九三	一、九〇三、三五一
〃 〃 〃	一、二五五、五五九	四、三五六、七五五	〃 〃 〃	五、二四四、四八八	一、九、七九九、一〇〇
〃 〃 〃	一、〇五八、八三三	三、四三三、六五四	〃 〃 〃	五、三〇三、三三三	三、二、七二八、二二
〃 〃 〃	五、五二六、〇	二、八四〇、〇〇〇	〃 〃 〃	五、四九四、四九	二、四、二五五、三三
〃 〃 〃	二、六六、六一	六、三六六、六三	〃 〃 〃	七、二四〇、七三三	三〇、六三三、六三三
〃 〃 〃	二、九二、二六	一〇、九六、四七	〃 〃 〃	六、五七、五三	四、二、〇〇、八八
〃 〃 〃	三、五八、二五七	二、四、九七、四三	〃 〃 〃	六、四九、三五	一、五、五、六八五
〃 〃 〃	四、三九、四二	二、七、五八、二四九	〃 〃 〃	六、二七〇、五五	五、六、五、七四

(註) 明治財政史、十三、四四四〜四四五ページ、四八八〜四八九ページより作成。

ける官金予金業務の重要性が民間予金の充実にしたがい、その重要性が減少してゆく大よそのプロセスをこの表から知ることができよう。また国立銀行の多くは主として府県為替方として官金出納事務を担当していたことも注意しておいてよい事柄である。¹⁵⁾

15) 国立銀行は大体各地方に散在していた、従って国税や地方費の予金が多かったことと思われる。地方官金予金のうちには長期的性格のものなどが含まれ、これが地方産業開発のための県融資というような効果をあらわしたこともあったとおもわれる。明治十年代の群馬県に於ける県の備荒貯蓄金の民間予託などはその一例といえるであろう。群馬県

第114 国立銀行予金構成表

年 期 末	官金予金比率	人民予金比率
明治十二年十二月	四六・六%	五三・四%
十三	七三・二	二六・八
十四	九二・九	七・一
十五	九六・二	三・八
十六	九五・九	四・一
十七	八八・九	一一・一
十八	八五・二	一四・八
十九	八二・三	一七・七
二十	九〇・九	九・一

(註) 百十四銀行八十年誌一六四ページ表より作成。

であった。

官金出納の整理過程

金融史——群馬大同銀行を中心としたる——昭和二十七年、十十三ページ参照。
又地方にゆけばゆくほど銀行予金に於いて官金予金のしめる割合が大になつたのではないかと想像される。たとえ百十四国立銀行(高松)に於ける御用予金と人民予金の構成比は次表のようであつた。官金出納事務が非常に大きな比率をしめしていたことが知れよう。

上表の数字について注意すべきことは大体官金予金残高は主として六月末の方が同年十二月より少く、反対に人民予金比率は六月末の方が十二月末より大きいことである。しかしおおよその傾向はこの表で知れよう(百十四銀行八十年誌一六三―一六六、一八八―二〇七ページ参照)

そのほか、地方では国庫金出納に利益の源をもとめるだけでなく、出納担当者であること自体が銀行の信用をしめすものでもあつた点に注意すべきである。従つて「為換方の儀は其責任の大なる榮譽信任も亦随て大なる儀に付各競て其任に当らんことを企望するの情勢」(「為替取扱方を国立銀行に分与せしむる件」明治十五年十一月、松方文書、金融史資料四、一〇四二―四ページ参照)

官金出納の整理過程

又明治十五年には国立銀行保護育成のためには国立銀行や私立銀行の一、二が多くのが替方を兼任すべきでなく、ひろく国立銀行全体に公平に為替方の仕事を配分すべきことを建言していることも注意すべきである。前掲「為替取扱方を国立銀行に分与せしむる件」参照。

三井銀行予金構成表

年 期 末	官 金 予 金	民 間 予 金	合 計
明治十三年 六月末	七、一三二 千円	九、四七五 千円	一六、六〇七 千円
" 十五年十二月末	六、四一〇	七、九三三	一四、三四四
" 十六年 六月末	五、二六三	九、五二五	一四、七八八
" 十七年 六月末	五、五九三	四、九九七	一〇、五九〇
" 二十四年六月末	三、九二九	一二、四六〇	一六、三九〇

(註) 三井銀行八十年史、三七一ページによる。

ち官金予金が四二四万余円であった。当時の三井組の官金予金は金額的にみて相当なものであったことがわかる。それが十三年六月末には総予金高一、六六〇万余円になり、うち官金予金高は七一三万余円に達した。その後漸次官金予金は減少し、これに代って民間予金は、わが国景気の波に従って若干の変動はあったが概して増加の傾向をたどったといつてよからう。官金予金が銀行経営の拡張と安定のために非常に重要であったことはきわめて自然である。

これは三井銀行の本支店の構成などをみてもわかることである。創立当時三井銀行は本支店合計三十一店あつ

官金取扱をなした民間金融機関の代表としては先づ三井銀行をあげるべきであろう。三井銀行における官金予金の消長はおおよそ上表のようであったといわれる。

三井組の明治八年六月末の総予金高は一、四四六万余円であ

たが、うち二十六店は官金取扱のみを業務とする出張店であったといわれる。

小野、島田の破産を契機として政府の側に俄に官金引上げの空気がおこったとき、三井組は自己の経済状態をさらけ出して、官金出納の継続を懇願したことも当然のなりゆきだったのである（大隈文書A、一一四一、日本金融史料四、六二八～六四二ページ参照）。三野村利左衛門の名で出されたこの懇願書には官金出納が停止されたときの三井組の処置の基礎となる総精算勘定調書が詳細にしめされている。そして官金の即時清算が三井組にとって大困難を惹き起す丈でなく、三井組と経済関係ある多くの人々にも大打撃を与える事になる事情を縷々説明した。ひたすら「格別之御寛典を以今両三ヶ年間此俛にて御用取扱方被仰付置下」るよう懇願したわけである。明治八年九月のことであった。同様懇願は明治十年二月三井銀行第一二期決算書上程に関する願書（大隈文書、金融史資料四、六九三ページ参照）にもみえる。

(16) 「……兼て奉懇願置候通各御官庁之御用途今三四ヶ年間は不相替被仰付下置度奉懇願候……」という文句が願書中にみえる。

また三井組から三井銀行への再出発に際し、官金出納の継続委任なくしては銀行建設が不可能であるばかりでなく、三井組の大困難も生じかねないし、ひいては民間金融に恐慌状態が生じかねないとして、三井銀行への官金予託を懇願し、これを許された事実などをも想起すべきであろう（大隈文書A、一一四八、三井銀行八十年史、八六～八九ページ参照）。

さらに明治十五年日本銀行の創業にあたって、その創業前後官金引上げの猶予を再三懇願している（三井銀

官金出納の整理過程

行八十年史一〇一〜一〇三ページ参照) 事実には注意すべきである。たとえば明治十五年一月に「三井銀行為換御用返上方延期願」(松方正義関係文書、金融史資料四、九八八〜九八九ページ)を出している。この願書によれば、積年(官金出納に)手をひろげて来た三井銀行はここ二、三年で急激な官金引上げを命ぜられ、これをともかく完納している。そこで今また突然の全面的官金引上げ予金完納の必要が生ずると、大変困難な事態になるとされている。そこで明治二十年までに順次各庁の官金取扱を廃止してゆくプランを作成し、その採用を懇願したのである。そしてこれが採択されれば三井銀行は明治二十年には民間商業銀行としてひとりだちできると考えていたのである。

三井銀行には明治十五年末六百万をこえる官金予金があったが、貸付金(その中には松方デフレ政策の影響などより生じた相当部分のコゲツキもある)も多かった。若し官金返済のため清算するとすれば相当の資金不足が生ずる事態であったのである。正に小野、島田の二の舞を演ずるかも知れない状況にあったのである。

このように三井銀行は官金予金の財源でもって貸付を拡張し経営の規模を大きくしていった。そして官金予金の引上げの必至性を認識し、引上猶予を政府に懇願しつつ、時をかせぎ、経営内容を改良していった。そして三井銀行を官金出納業務中心の姿から商業銀行の姿へとかえていったのである。明治十九年には官金取扱業務に限られていた出張店をして、一般予貸金業務へと進出させた。又業務組織を改革し、洋式簿記法を完全実施(明治二十一年)した。これらによって三井銀行は近代的民間金融機関としての面目を漸次整えてきたのである。

つぎに民間近代金融機関による官金出納担当の第二の典型として安田銀行をあげよう。安田銀行は維新前の銭両替「安田屋」から「安田商店」になりさらに「安田銀行」と飛躍していった明治初期の風運児である。この名前の変化から推察されるように早くから安田銀行は近代的な感覚をもっておった(早くも明治七年西洋簿記法

による記帳法採用などその一表現といえよう。また積極的に明治政府の側に自己の運命を賭け明治政府の政策に密着してゆくことによつて自己の運命を開拓していったのである。すなわち明治政府の発展につれて金融業者としての安田銀行も大きなものとなつていったのである。安田銀行は単に官金の獲得に非常に熱心であつたばかりでなく、公債買入などにも非常な熱意をこめたのである。明治初期に於ける安田銀行の官金予金の消長はおよそ次表のようであつた。

安田銀行官金予金の消長

年 期 末	官 金 予 金	総 予 金	年 期 末	官 金 予 金	総 予 金
明治八年一月末	七、七五	二四、六六	明治五年上期末	二六五、三三	八三、六三
" 九 "	一七、〇〇	三〇、九六	" 六 "	三三、六三	八七、一五
" 十 "	二六、七五	三九、四三	" 七 "	四九、五〇	一四、〇七
" 十一 "	二五、二七	二八、五七	" 八 "	二九、五二	一、〇七、八五
" 十二 "	三三、一〇	五六、三三	" 九 "	一〇、三三	一、三三、六四
" 十三 "	一〇、八五	四三、四〇	" 十 "	二六、三九	一、四七、六五
" 十四 "	四六、五三	九四、〇三	" 十一 "	二五、八三	一、四〇、四〇

(註) 安田銀行六十年誌二六、二七、七二ページより作成。

この表からも明かなように安田銀行は他の為替方銀行とは異つて明治八年頃から明治十七、八年頃まで官金予金の相当の増額がみられる。十八年頃になつてはじめて官金予金はかなり減少してゐるのである。従つて予金高

官金出納の整理過程

官金出納の整理過程

総額に関する限り安田銀行には松方デフレーションの影響は大してなく、順調な発展をしてきた。そして官金予金の減少しはじめの頃には民間予金が相当ののびをしめすようになってきたのである。

安田銀行の急激な拡張は他の為替方銀行とは比較にならぬ程官金予金の拡大に依存していた。支店創設は専ら官金業務のためにのみなされた観がある。従って日銀への官金集中とともにこれら支店のいくつかは閉鎖されていった。然し民間予金の急激な増大によって銀行自体がそう打撃を受けたわけではなく、着々と経営規模を拡大し明治二十年には一躍資本金を五倍にする程の発展をとげたのである。

以上四つのグループに分けて為替方銀行に於ける官金整理過程を簡単に考察してきた。このプロセスが財政金融体制近代化を目ざし官金引上げ政策をおこなわんとする政府の考えと近代的民間金融機関の名実共なる育成目的のために官金引上げ猶予を懇願する為替方との妥協の過程であったことは若干の事例からではあるが一応了解できたこととおもう。

この妥協の過程において四つのグループの為替方銀行に共通していえることは、(1)官金出納業務によって経営規模を非常に拡張して来たこと。(2)官金引上げは非常な打撃になるであろうということ。(3)官金引上げの猶予をこいつつ時をかせぎ、松方デフレの波をものりこえ、経営内容の質的向上(健全化)によって明治十年代の終りには名実共に近代的(商業)金融機関としての相貌を示すにいたったこと。(4)そしてこれが来るべき二十年代の近代産業発展の起動力となったであろうこと。などである。

官金予金は、その増大過程で銀行業務の数量的拡大をなしとげ、整理過程では銀行業務の質的向上を達成させ

た。民間金融機関の側は官金予金の消長をこのようにうまく利用したことによって——同時に政府の側でのこのような利用を許す態度と相俟って——結果的には官金出納は日本の近代的金融機関の育成に大いに役立ったことになるのである。

第五節 結 語

明治初期に於ける官金出納政策のもった金融的意義について、いまや一応の結論を導き出しうる所に来た。

明治維新时期における官金出納の民間委託政策は新政権の財政機構を支える一支柱であった。同時にこれは一つの経済政策的意義をも持っていた。すなわち官金取扱の利益によって為替方を殖産興業の一推進力たらしめることよって産業経済の発展を期待したのである。すなわち革命による財政的、経済的混乱をさけ、直ちに新国家および社会経済の近代化に向いような態勢を意図したわけである。この場合近代化といい、発展といっても全然新しい近代的社会経済への直線的な発展が考えられたわけではない。商法司、商法会所の例でもわかるようにむしろ旧幕藩時代の産業機構や金融機構をそのまま全国的な規模で再編成することに重点があり、内容的には社会経済の発展、近代化とはいいがたいものがあつた。

しかし官金取扱による民間富豪の保護育成的な政策は必ずしも意図した通りの結果をもたらしたとはいいがたいものがあつた。これはかなり多くの豪商達の経営近代化への努力を弱め、革命の打撃を自力で乗り切る熱意を冷却する効果もあつた。従つて革命によつて当然滅ぶべき旧資本家層の多くを若干生きのびさせたり、また細々

ながら生きながらえさせ後の中小企業経営の温存という結果をもつにいたつたのである。

明治維新期の殖産興業政策はいはば古い酒とそれを入れる古い皮袋をとんでも大きなものとするという丈の政策であつた。しかし明治四、五年頃には漸く官金取扱の安全性の必要が考えられるようになり、これらを契機として金融組織の近代化への要求が生まれてきた。古い酒を新しい皮袋に入れるという方向に政府の政策が移つていったわけである。

この新政策に沿つて積極的に官金出納にまつわる利益を狙つて官金獲得に進出し、明治政府に結びついていった豪商のグループが少数ではあつたが存在した。彼等は政府の安定化、強化に従つて自分達の利用しうる経済力を拡大することが出来た。明治七、八年以降彼等豪商達は自らの経営を近代金融機関に編成し、その組織や事業を安定させ発展させていった。第一銀行をはじめとする国立銀行グループ、三井、安田を典型とする私立銀行グループがこれである。これらグループは官金出納による利益を確実にわがものとしつつ近代的金融機関として自己を發展せしめていった。そしてこれらは明治十年代になると直接わが国の近代的企業の育成に乗り出し、また間接的にも近代企業育成を資金的に援助をなすことになった。これによってわが国近代経済の發展の一中核を形成する方向にすすんだのである。

小野、島田の破産後の官金の民間委託の縮少、整理過程は一方においては日本の金融、財政機構の近代化を直接推進せしめる契機となつた。他方においては結果的には官金予金の引上げの程度が、漸次増大してゆく民間予金にうまくつり合つて両々相俟つて日本の民間金融機関を名実共に近代的なものとして確立させる基礎を提供したるのである。民間近代金融機関が成長し独歩できるようになるまで官金予金が面倒をみたという格好になつた

のである。

かくして明治初期における官金出納の民間委託の経緯には種々の曲折がみられたが、これはわが国の明治維新後の政府の財政的基礎を安定させ、財政金融機構全体の近代化を完成する為の大きなテコとなった、のみならず、近代的民間金融機関の成立を促進し、かつこれら機関の発展のための物的基礎を提供した。そして金融機関の他の産業種類と比較しての早期近代化、発展はひいては金融機関が日本の近代的企業成立を指導し、それを発展させる一起動因子ともなったのである。勿論近代的企業発展の動力としての官業（模範工場）やその払下げによる政商的財閥の果たした役割などは決して無視することは許されない。しかし一部の為替方の達成した上述のような仕事も又過少評価すべきではなからう。

官金出納の民間委託は以上のような側面からわが国資本主義成立のための若干の基礎を用意し、わが国独特の資本主義形態を規定する要因たりえたのである。官金出納のもったこのような役割をわれわれはもう一度反省してみる必要があるのではなからうか。